

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（大気環境課）

一 趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定化学物質の取扱量等の報告についての特例措置を定めるための改正

二 内容

取扱量等の把握及び報告の対象となる特定化学物質のうち、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が令和五年四月一日から変更されることに伴い、令和五年度における特定化学物質の取扱量等の県への報告は、政令改正前の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質に関して行う特例措置を設ける

三 施行期日

令和五年四月一日